外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第24条第２項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録をしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成28年10月１日	Ｇ988	マーク・エドワード・チューダー	連合王国	第一東京
平成28年10月１日	Ｇ989	木内　翼	アメリカ合衆国ニューヨーク州	第一東京
平成28年10月１日	Ｇ990	リチャード・アダム・ペレイラ・メンドーザ	連合王国	第一東京
平成28年10月１日	Ｇ991	マギュロネ・マリー・コロンベ・スーレ・ドゥ・ブルジエール・ユーセージ・メンドーザ・スーレ・ドゥ・ブルジエール	連合王国	第一東京
平成28年10月１日	Ｇ992	門田依理子	オーストラリアニューサウスウェルズ州	第一東京
平成28年10月３日	Ｇ993	チェン・シュウメイ	アメリカ合衆国カリフォルニア州	第二東京
平成28年10月３日	Ｇ994	ダニエル・マイケル・ジャレット	連合王国	東京
平成28年10月13日	Ｇ995	ポール・リチャード・コギンズ	連合王国	東京

平成28年11月１日　　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第30条第１項の規定による外国法事務弁護士名簿の登録の取消しをしたので、同法第32条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
平成28年10月５日	請求	Ｇ773	コウ・ギョウエン（黄暁燕）	中華人民共和国	東京

※職務上の氏名を使用している外国法事務弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

平成28年11月１日　　日本弁護士連合会

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第一東京	Ｇ991	マギュロネ・マリー・コロンベ・スーレ・ドゥ・ブルジエール・ユーセージ・メンドーザ・スーレ・ドゥ・ブルジエール	マギュロネ・ドゥ・ブルジエール
第二東京	Ｇ993	チェン・シュウメイ	陳　秀美

平成28年11月１日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成28年11月15日をもって厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項の規定に基づき公告します。

平成28年11月29日

東京都台東区浅草橋２―27―11木下ビル３階

日本スポーツ用品厚生年金基金

代表清算人　小賀坂道邦

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成28年11月15日をもって厚生労働大臣から清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条の規定に基づき公告します。

１．代表清算人氏名　小賀坂道邦

２．住所　東京都練馬区石神井２―21―23

平成28年11月29日

日本スポーツ用品厚生年金基金

公示送達

石巻広域都市計画事業石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第102条第１項の規定による仮清算金の交付通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告します。

なお、交付金額等については掲載を省略し、それらを宮城県石巻市穀町14番１号にある石巻市復興事業部市街地再開発整備課事務所内にある縦覧場所において縦覧しています。

平成28年11月29日

石巻広域都市計画事業

石巻市中央二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　石巻市

代表者　石巻市長　亀山　紘

記

１　送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　志野　幸八

住所　宮城県石巻市石巻仲町119番地の３

氏名　平塚　國子

住所　宮城県石巻市中央一丁目９番21号

氏名　石巻衣類株式会社

住所　宮城県石巻市石巻仲町101番地

２　通知の内容

平成28年10月３日付の文書「使用収益停止の通知」において、平成28年11月２日付で使用し、又は収益をすることを停止した土地に係り、土地区画整理法第102号第１項の規定により仮清算金を交付します。

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、石巻市を被告として（訴訟において、石巻市を代表する者は石巻市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。